第三者評価内容評価基準（児童心理治療施設解説版）　新旧対照表

別添３－2

| 改正後 | 現行 |
| --- | --- |
| Ａ－１　子どもの最善の利益に向けた治療・支援Ａ－１－（１）子どもの尊重と最善の利益の考慮（略） | Ａ－１　子どもの最善の利益に向けた治療・支援Ａ－１－（１）子どもの尊重と最善の利益の考慮（略） |
| Ａ－１－（２）　子どもの意向への配慮や主体性の育成（略） | Ａ－１－（２）　子どもの意向への配慮や主体性の育成（略） |
| Ａ－１－（３）　子どもの権利擁護・支援Ａ⑦　Ａ－１－（３）－①　子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。ｂ）子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。ｃ）子どもの権利擁護に関する取組が徹底されていない。 |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説○自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取り組みは重要です。○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。○そのため、子どもの権利擁護について施設としての基本的な考え方や方針が明示されるとともに、それに基づく規程・マニュアル等が整備されていなければなりません。○また、規程やマニュアルに基づく治療・支援が確実に行われ、そのことを確認することが子どもの権利擁護をはかるためには大切です。○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討、学習する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。○社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。○共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。（３）評価の留意点○子どもの権利擁護に関する施設としての基本的な考え方や方針とともに、子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を踏まえた適切な評価が求められます。○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。○子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「Ⅰ-1　理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。○法人・施設の理念等が特定の宗教に則っている場合などで、定期的な宗教行事・儀式への参加は自由意思によっているかを、職員、子どもの双方から聞き取りにより確認します。○子どもが、特定の宗教儀式などを行うことを認めているか。またその場合、他の児童への配慮はどのようにしているかを聴取します。○面会等の制限について、自立支援計画から確認します。 | Ａ－１－（３）　子どもの権利擁護・支援Ａ⑦　Ａ－１－（３）－①　子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。ｂ）－ｃ）子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。 |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（新設）○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。○そのため、子どもの権利擁護について施設としての基本的な考え方や方針が明示されるとともに、それに基づく規程・マニュアル等が整備されていなければなりません。○また、規程やマニュアルに基づく治療・支援が確実に行われ、そのことを確認することが子どもの権利擁護をはかるためには大切です。○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討、学習する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。○社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。（新設）（３）評価の留意点○子どもの権利擁護に関する施設としての基本的な考え方や方針とともに、子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性に鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。○子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「Ⅰ-1　理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。○法人・施設の理念等が特定の宗教に則っている場合などで、定期的な宗教行事・儀式への参加は自由意思によっているかを、職員、子どもの双方から聞き取りにより確認します。○子どもが、特定の宗教儀式などを行うことを認めているか。またその場合、他の児童への配慮はどのようにしているかを聴取します。○面会等の制限について、自立支援計画から確認します。 |
| Ａ⑧　Ａ－１－（３）－②　子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。ｂ）子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援しているが、十分ではない。ｃ）子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援していない。 |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ⑧　Ａ－１－（３）－②　子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】ａ）子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。ｂ）子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援しているが、十分ではない。ｃ）子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援していない。 |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－１－（４）　被措置児童虐待の防止等Ａ⑨　Ａ－１－（４）－①　子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－１－（４）　被措置児童虐待の防止等Ａ⑨　Ａ－１－（４）－①　子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２　生活・健康・学習支援Ａ－２－（１）　食生活（略） | Ａ－２　生活・健康・学習支援Ａ－２－（１）　食生活（略） |
| Ａ－２－（２）衣生活（略） | Ａ－２－（２）衣生活（略） |
| Ａ－２－（３）住生活（略） | Ａ－２－（３）住生活（略） |
| Ａ－２－（４）　健康と安全Ａ⑭　Ａ－２－（４）－①　発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２－（４）　健康と安全Ａ⑭　Ａ－２－（４）－①　発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ⑮　Ａ－２－（４）－②　医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点○すべての子どもについて、健康状況を把握し、継続的な管理を行うとともに記録として残しているかを確認します。○地域の医療機関との連携により、必要な医療については即応できる体制があるかを確認します。○服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っているかを確認します。○健康状況や医療機関の受診内容については、状況に応じて保護者等や子どもと共有しているかを確認します。○様々なアレルギーへの対応や救命救急についての知識を職員が共有しているか研修記録などで確認します。○また、医療機関のほか、療育支援を行う機関等との日常的な連携も考えられます。 | Ａ⑮　Ａ－２－（４）－②　医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点○すべての子どもについて、健康状況を把握し、継続的な管理を行うとともに記録として残しているかを確認します。○地域の医療機関との連携により、必要な医療については即応できる体制があるかを確認します。○服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っているかを確認します。○健康状況や医療機関の受診内容については、状況に応じて保護者等や子どもと共有しているかを確認します。○様々なアレルギーへの対応や救命救急についての知識を職員が共有しているか研修記録などで確認します。（新設） |
| Ａ－２－（５）性に関する支援等Ａ⑯　Ａ－２－（５）－①　子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点□発達段階や課題に応じて性に関する支援の基本的な考え方、方針を定めている。□性被害、性加害など性に課題のある子どもに対する支援を自立支援計画をもとに行っている。□年齢、個々の状況、発達段階に応じて、性をめぐる諸課題について支援している。□性をめぐる不適切行動を予防する取組をしている。□子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－２－（５）性に関する支援等Ａ⑯　Ａ－２－（５）－①　子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点□発達段階や課題に応じて性に関する支援の基本的な考え方、方針を定めている。□性被害、性加害など性に課題のある子どもに対する支援を自立支援計画をもとに行っている。□年齢、個々の状況、発達段階に応じて、性をめぐる諸課題について支援している。□性をめぐる不適切行動を予防する取組をしている。（新設）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ－２－（６）　学習支援、進路支援等（略） | Ａ－２－（６）　学習支援、進路支援等（略） |
| Ａ－３　通所支援Ａ－３－（１）　通所による支援（略） | Ａ－３　通所支援Ａ－３－（１）　通所による支援（略） |
| Ａ－４　支援の継続性とアフターケアＡ－４－（１）　親子関係の再構築支援等Ａ⑲　Ａ－４－（１）－①　施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） | Ａ－４　支援の継続性とアフターケアＡ－４－（１）　親子関係の再構築支援等Ａ⑲　Ａ－４－（１）－①　施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説（略）（３）評価の留意点（略） |
| Ａ⑳　Ａ－４－（１）－②　子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説○心理治療は、入所中に完結するものではなく、退所後も続くものです。20歳で支援が終わるということではなく、成人しても必要に応じて支援していくことが望まれます。○退所後の支援が途切れないように、施設で続けられること、関係機関につなぐことを見定めながら行っていくことが必要です。○施設退所者が集まれるような機会を設けて支援するなどの工夫もあります。○自立支援のための国や都道府県の施策を活用するとともに、奨学金等、進路決定のための仕組みについて情報共有することも必要です。（３）評価の留意点（略） | Ａ⑳　Ａ－４－（１）－②　子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。

|  |
| --- |
| 【判断基準】（略） |

評価の着眼点（略）評価基準の考え方と評価の留意点（１）目的（略）（２）趣旨・解説○心理治療は、入所中に完結するものではなく、退所後も続くものです。20歳で支援が終わるということではなく、成人しても必要に応じて支援していくことが望まれます。○退所後の支援が途切れないように、施設で続けられること、関係機関につなぐことを見定めながら行っていくことが必要です。○施設退所者が集まれるような機会を設けて支援するなどの工夫もあります。（新設）（３）評価の留意点（略） |